

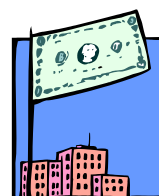
税額調整後編 ~ザ・ファイナル~

前回到引き続いて税額の計算を見ていきます。これでいよいよ完成です。

未成年者控除（前提：カツオ 11 歳、ワガメ 9 歳、ダラオ 3 歳）

財産をもらった法定相続人が未成年者の場合には、20 歳になるまでの年数（1 年未満の端数は切り上げます）あたり 6 万円の相続税額を控除できます。未成年者は社会的弱者ということで、この規程があります。控除額はこの規程の前における算出税額が限度です。控除しきれない部分は扶養義務者の算出税額から控除します（今回は、ダラオの控除しきれない部分をマズオから控除することにします）。

対象者 カツオ（11 歳） 控除額 $6 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 11 \text{ 歳}) = 54 \text{ 万円}$
ワガメ（9 歳） 控除額 $6 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 9 \text{ 歳}) = 66 \text{ 万円}$
ダラオ（3 歳） 控除額 $6 \text{ 万円} \times (20 \text{ 歳} - 3 \text{ 歳}) = 102 \text{ 万円}$
（ 99 万円はダラオ、3 万円はマズオから ）



障害者控除（前提：実はカツオが特別障害者ではない障害者に該当）

財産をもらった法定相続人が障害者の場合には、85 歳になるまでの年数（1 年未満の端数は切り上げます）あたり 6 万円（特別障害者の場合は 12 万円）の相続税額を控除できます。障害者も社会的弱者ということで、この規程があります。以前は『70 歳になるまで』でしたが、平成 22 年の税制改正で『85 歳になるまで』に変わりました。覚えておきましょう。こちらも控除額はこの規程前の算出税額まで、控除しきれない部分は扶養義務者から控除します（今回は、便宜上ワガメから控除することにします）。

対象者 カツオ（11 歳・一般障害者） 控除額 $6 \text{ 万円} \times (85 \text{ 歳} - 11 \text{ 歳}) = 444 \text{ 万円}$
（352 万 8,500 円はカツオ、91 万 1,500 円はワガメから）

相次相続控除

通常、相続と相続の間には相当の期間があきます。しかし短期間に相続が重なることもあります。短い期間に何度も相続税を払うのは過大な負担となりますので、10 年以内に相続が重なって起こった場合は一定額を控除できる規程があります（今回の設定では出てきません）。

外国税額控除

これも今回の設定では出てきませんが、海外にある財産に所在地国の相続税に相当する税金がかかり、さらに日本でも相続税をかけると二重課税になります。それを避けるために日本の相続税の計算では外国で課された相続税相当額を控除することが出来ます。これが外国税額控除です。

（単位：円）

税額 / 取得者	合計	ブネ	カツオ	ワガメ	ダラオ	マズオ	ノリスケ
算出税額	24,750,000	14,553,000	4,108,500	3,217,500	990,000	891,000	990,000
前回の調整	14,395,000	14,553,000	40,000				198,000
未成年者控除	2,220,000		540,000	660,000	990,000	30,000	
障害者控除	4,440,000		3,528,500	911,500			
納付すべき税額	3,695,000	0	0	1,646,000	0	861,000	1,188,000

これで各人の相続税が出ました。この税額を相続の開始を知った日（通常は、死亡した日）の翌日から 10 ヶ月以内に国に納付しなければなりません。

ブ『やっと終わったわ。長かったわね。』

マ『まだですよ、お義母さん。次はかわいい孫のために遺言を書いて下さいよ～。ついでにボクにも・・・』

